



神奈川県

福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課

令和2年度 神奈川県社会環境実態調査結果

令和3年2月

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課

目次

I 調査の概要	3
II 調査結果	5
1 カラオケボックス	
(1) 調査実施店舗数	5
(2) 営業時間（深夜営業の状況）	5
(3) 条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示）	6
(4) 客席の状況（個室の見通し、個室の鍵）	7
(5) 未成年者の喫煙飲酒防止の取組	8
2 書店	
(1) 調査実施店舗数	10
(2) 営業時間（深夜営業の状況）	10
(3) 有害図書類等の取扱い	11
(4) 有害図書類等の区分陳列	13
(5) 有害図書類等取扱い店舗における18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示	16
III 単純集計一覧表	18

※令和2年度は職員のみで調査を行ったため、調査要領等の添付はありません

図表 1-1	カラオケボックス調査実施店舗数（地域別）	5
図表 1-2-1	カラオケボックスの営業時間（深夜営業の状況）	5
図表 1-2-2	カラオケボックスの営業時間の推移	6
図表 1-3-1	条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示）	6
図表 1-3-2	条例に基づく措置を行っている店舗割合の推移	7
図表 1-4-1	カラオケボックスの客席の状況	7
図表 1-4-2	カラオケボックスの客席状況の推移	8
図表 1-5-1	カラオケボックスにおける未成年者の喫煙飲酒防止の取組	8
図表 1-5-2	未成年者の喫煙飲酒禁止の表示を行っている店舗割合の推移	9
図表 2-1	書店調査実施店舗数（地域別）	10
図表 2-2	書店の営業時間（深夜営業の状況）	10
図表 2-3-1	有害図書類等【本・雑誌等】取扱いの有無	11
図表 2-3-2	有害図書類等【本・雑誌等】取扱状況の経年比較	11
図表 2-3-3	有害図書類等【映像ソフト】取扱いの有無	12
図表 2-3-4	有害図書類等【映像ソフト】取扱状況の経年比較	12
図表 2-4-1	有害図書類等【本・雑誌等】区分陳列の実施状況	13
図表 2-4-2	有害図書類等【本・雑誌等】区分陳列の実施状況の推移	14
図表 2-4-3	有害図書類等【映像ソフト】区分陳列の実施状況	14
図表 2-4-4	有害図書類等の区分陳列方法	15
図表 2-5-1	有害図書類等【本・雑誌等】18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示	16
図表 2-5-2	有害図書類等【本・雑誌等】18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示の推移	16
図表 2-5-3	有害図書類等【映像ソフト】18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示	17

I 調査の概要

1 調査の目的

この調査は、青少年の健全育成に大きな影響を与えている各種営業の実態や神奈川県青少年保護育成条例（以下「条例」という。）の遵守状況等を把握し、店舗や関係業界への指導、条例による規制、県民への周知啓発等を検討する基礎資料とするため、県と市町村が協力して調査を行うものです。令和2年度は、カラオケボックス、書店を対象とし、主に8月から11月までの期間に、行政職員が店舗を訪問して調査を行いました。

なお、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から対象店舗をしばって実施したため、例年とは調査対象店舗の抽出方法が異なります。そのため、経年比較に係る情報は参考掲載となります。

2 調査期間

令和2年9月～11月を主な調査期間としています。

3 調査実施店舗数

県内全域

- | | |
|--------------|------|
| (1) カラオケボックス | 31店 |
| (2) 書店 | 227店 |

※ (1)については前回の社会環境実態調査で問題のあった店舗、(2)については県や市町村で把握している店舗数を調査しています

4 調査方法

神奈川県青少年課職員が調査票に基づき実施しました。

5 調査項目

(1) カラオケボックス

- ① 店名、所在地
- ② 営業時間（深夜営業の状況）
- ③ 条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示）
- ④ 客席の状況（個室の見通し、個室の鍵）
- ⑤ 未成年者の喫煙飲酒防止の取組

(2) 書店

- ① 店名、所在地
- ② 営業時間（深夜営業の状況）
- ③ 有害図書類等[※]の取扱いの有無（本・雑誌等、映像ソフト）
- ④ 有害図書類等の区分陳列実施状況及び陳列方法（有害図書類等取扱い店）
- ⑤ 18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示（有害図書類等取扱い店）

※有害図書類等…条例に定める有害図書類の他に成人向け図書類（青少年の健全育成を阻害するおそれがあるものとして、図書類販売業者等がビニール包装等の閲覧防止措置をとっているもの）も含む

6 主な調査結果

(1) カラオケボックス

- 調査実施店舗 31 店のうち「24 時間営業」の店舗が 4 店 (12.9%) となっている。
- 条例で定める「18 歳未満深夜立入禁止の表示」は、深夜営業（「24 時間営業」又は「23 時以降閉店」）を行っている店舗 30 店のうち 26 店 (86.7%) で実施されていた。
- 客席の状況については、調査実施店舗 31 店のうち「室内が見通せる大きさの窓」がある店舗は、30 店 (96.8%)、「個室の鍵」がない店舗は、28 店 (90.3%) であった。

(2) 書店

- 調査実施店舗 227 店のうち 49 店 (21.6%) で本・雑誌等の有害図書類等を、4 店 (1.8%) で映像ソフト (DVD 等) の有害図書類等を取り扱っていた。
- そのうち、本・雑誌等の有害図書類等を取り扱う店舗では 20 店 (40.8%) で、映像ソフトの有害図書類等を取り扱う店舗では 1 店 (25.0%) で区分陳列が行われていた。
- 条例で定める「18 歳未満への販売・閲覧等禁止の表示」は、本・雑誌等の有害図書類等を取り扱う店舗では 38 店 (77.6%)、映像ソフトの有害図書類等を取り扱う店舗では 1 店 (25.0%) で実施されていた。

〈注意〉 報告書中の表記について

- ・ 条例に基づく措置等の経年変化については、調査年次における調査実施店舗数が同一ではないため、実施率の推移を示した。
- ・ 結果数値は、断り書きのない限り、小数点以下第 2 位で四捨五入しているため、回答比率の合計が 100% に一致しないことがある。

Ⅱ 調査結果

1 カラオケボックス

(平成2年調査開始)

(1) 調査実施店舗数

カラオケボックスの調査実施店舗数は31店（平成30年度（前回）調査328店）で、県内33市町村のうち10市町で調査を行った。

図表1-1 カラオケボックス調査実施店舗数（地域別）

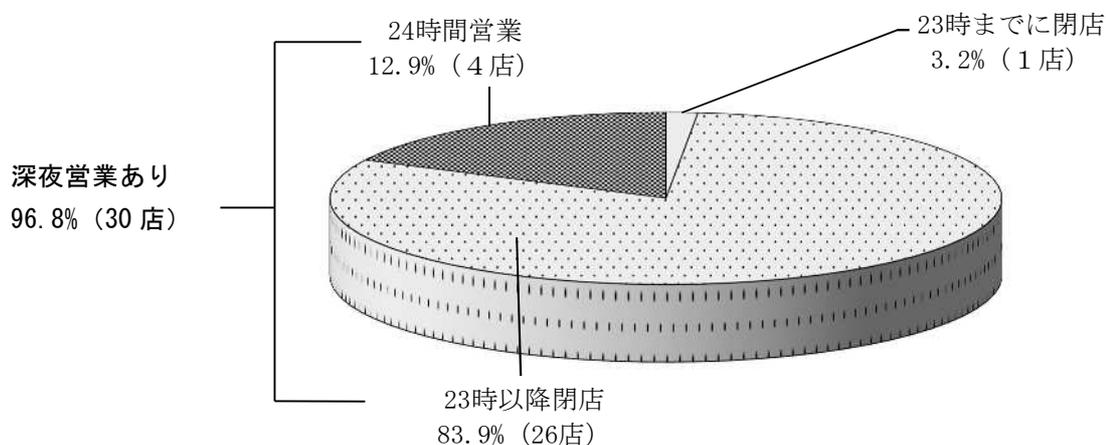
地域 年度	横浜	川崎	横須賀 三浦	県央 (相模原) 内数	湘南	県西	合計
令和2年度	15	2	1	5 (3)	7	1	31
平成30年度	132	50	28	54 (21)	51	13	328
平成28年度	141	59	29	60 (21)	56	14	359

平成29年度、令和元年度については、カラオケボックスは調査対象外

(2) 営業時間（深夜営業の状況）

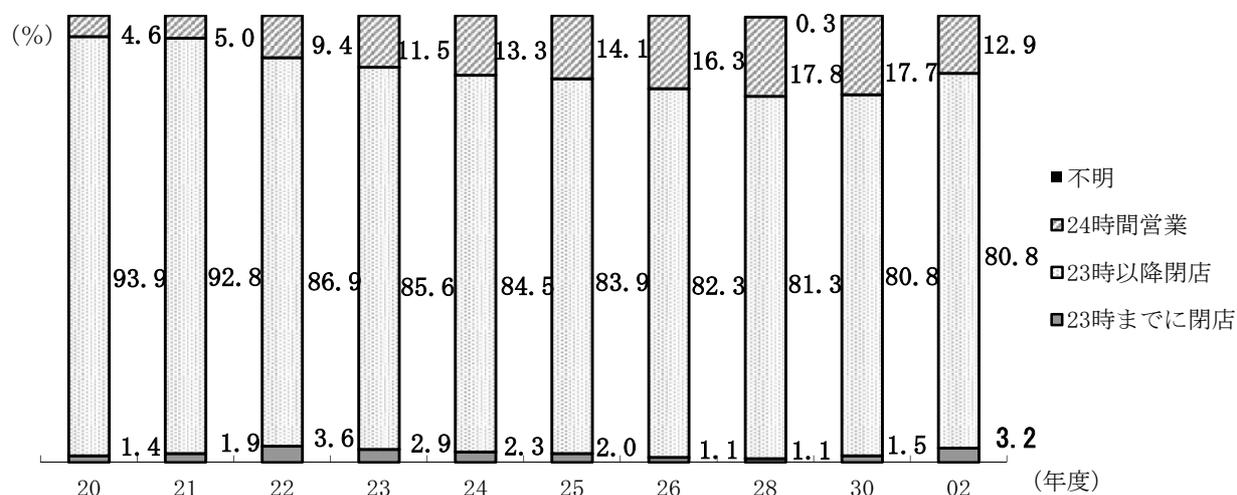
各店舗の営業時間は、調査実施店舗31店舗のうち、「23時以降閉店」が83.9%（26店）で最も多く、次いで「24時間営業」12.9%（4店）、「23時まで閉店」3.2%（1店）で、深夜営業を行っている店舗は、「24時間営業」と「23時以降閉店」を合わせた96.8%（30店）であった。

図表1-2-1 カラオケボックスの営業時間（深夜営業の状況）（N=31）



また、営業時間について調査を開始した平成20年度以降の推移を見ると、24時間営業の店舗割合は増加傾向となっている。

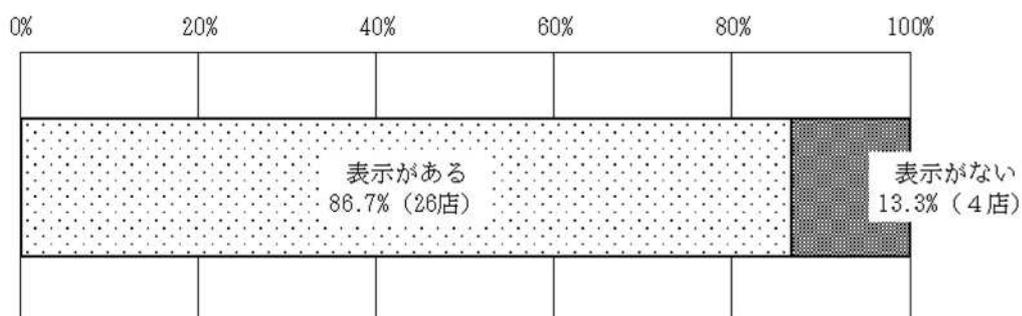
図表1-2-2 カラオケボックスの営業時間の推移



(3) 条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示）

調査実施店舗31店舗のうち、条例に規定されている「18歳未満深夜立入禁止の表示」を行っている店舗は、深夜営業を行っている店舗30店のうち86.7%（26店）（平成30年度：96.0%）、行っていない店舗は13.3%（4店）（平成30年度：4.0%）であった。

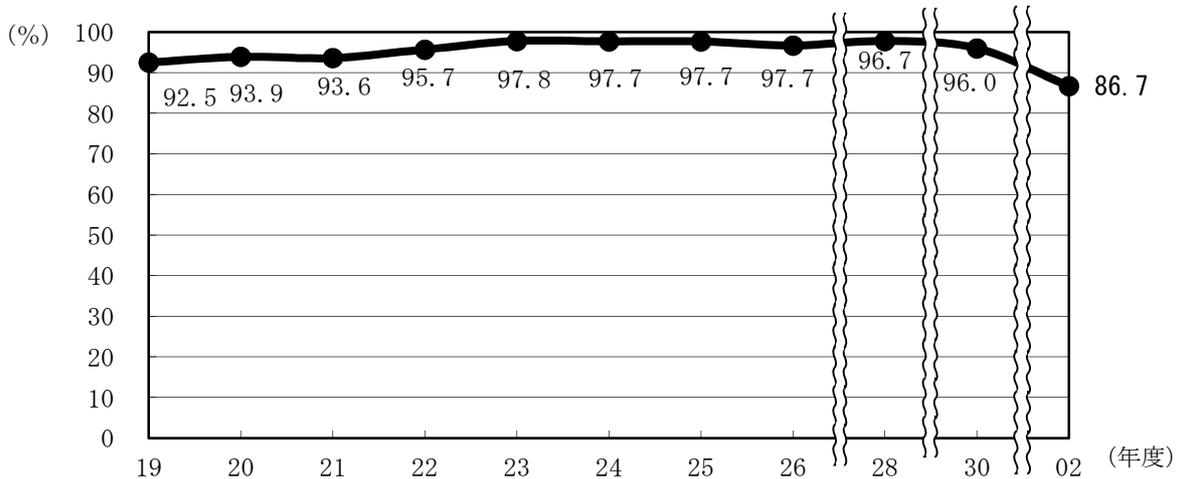
図表1-3-1 条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示）（N=30）



「18歳未満深夜立入禁止の表示」を行っている店舗の推移を見ると、平成19年度以降高水準を維持している。

※今年度調査に関しては調査対象の算出方法が例年と異なるため、推移についてはあくまで参考とする。

図表 1-3-2 条例に基づく措置を行っている店舗割合の推移 —表示がある—



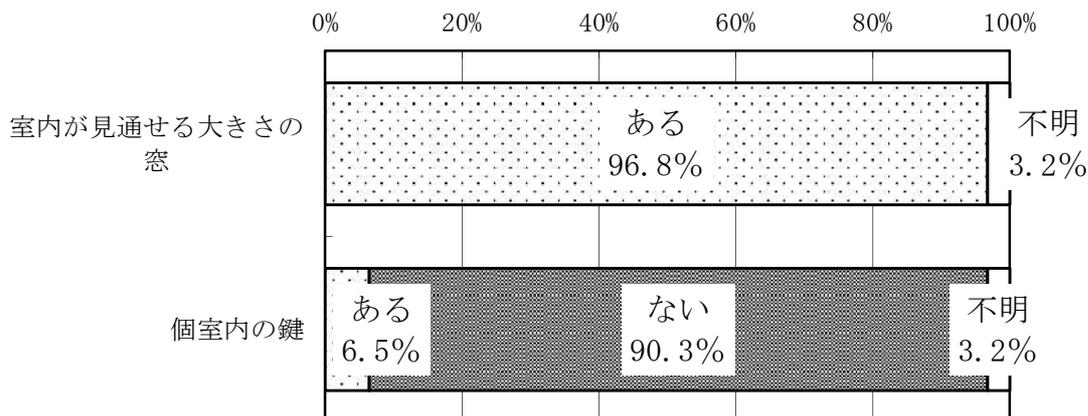
青少年保護育成条例【第26条関係】

- カラオケボックス、インターネットカフェ・まんが喫茶では、保護者同伴であっても深夜に青少年を立ち入らせてはいけません。（30万円以下の罰金）
- これらの施設では、入り口の見やすいところに、深夜に青少年の立入を禁止する旨の表示をしなければなりません。（10万円以下の罰金）

(4) 客席の状況（個室の見通し、個室の鍵）

調査実施店舗31店舗のうち、個室の見通し及び内鍵について調査したところ、「室内が見通せる大きさの窓」がある店舗は96.8%（30店）（平成30年度：97.9%）で、「個室の鍵」がない店舗は90.3%（28店）（平成30年度：95.1%）であった。

図表 1-4-1 カラオケボックスの客席の状況（N=31）



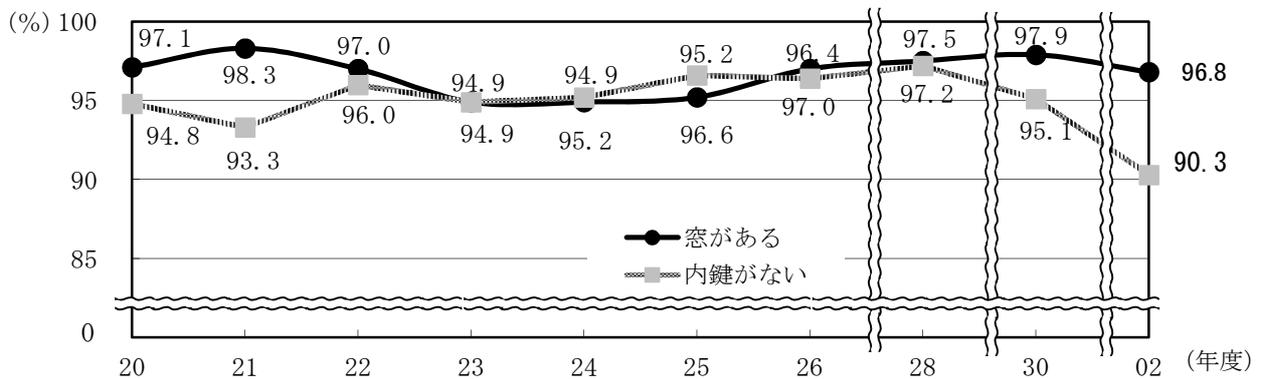
業界の自主規制

神奈川県カラオケボックス協会（任意加入）では、年齢の確認、利用時間の制限（16歳未満は午後6時、18歳未満は午後10時まで。ただし保護者同伴の場合は午後11時まで利用可）、未成年者の喫煙飲酒防止対策、補導活動への協力、開口部の確保と明るさの確保、有害設備・器具の設置禁止、薬物・可燃物・危険物の持ち込み禁止など（一般社団法人日本カラオケボックス協会連合会自主規制基準より）の取組が行われています。

調査実施店舗31店舗のうち、客席状況（室内が見通せる大きさの窓の有無、内鍵の有無）の推移を見ると、「窓がある」「内鍵がない」共に高い水準を維持している。

※今年度調査に関しては調査対象の算出方法が例年と異なるため、推移についてはあくまで参考とする。

図表 1-4-2 カラオケボックスの客席状況の推移 —室内が見通せる大きさの窓がある、内鍵がない—

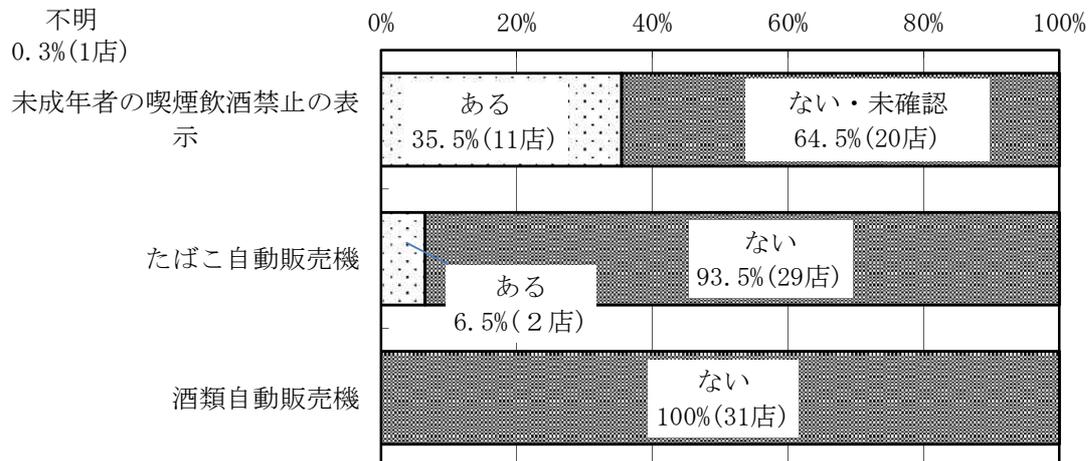


(5) 未成年者の喫煙飲酒防止の取組

カラオケボックスにおける未成年者の喫煙飲酒を防止するための取組について把握するため、未成年者の喫煙飲酒禁止の表示やたばこ・酒類の自動販売機の有無について調査したところ、調査実施店舗31店舗のうち、「未成年者の喫煙飲酒禁止の表示」を行っている店舗は、35.5%（11店）（平成30年度：91.2%）、「たばこ自動販売機」がない店舗は93.5%（29店）（平成30年度：74.4%）、「酒類自動販売機」がない店舗は100.0%（31店）（平成30年度：95.7%）であった。

また、「たばこ自動販売機」を設置している店舗で、成人識別装置が設置されていない店舗はなかった。

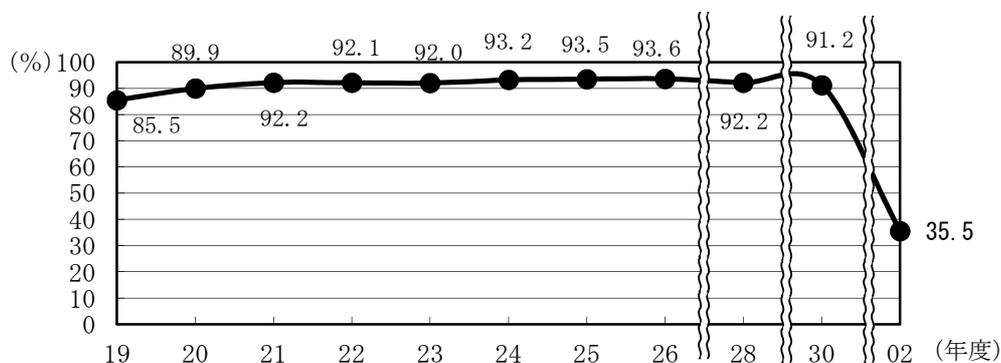
図表 1-5-1 カラオケボックスにおける未成年者の喫煙飲酒防止の取組 (N=31)



「未成年者の喫煙飲酒禁止の表示」を行っている店舗の推移を見ると、平成 20 年度に約 9 割となり、以降平成 30 年までは 9 割台を維持している。

※今年度調査に関しては調査対象の算出方法が例年と異なるため、推移についてはあくまで参考とする。

図表 1-5-2 未成年者の喫煙飲酒禁止の表示を行っている店舗割合の推移



青少年喫煙飲酒防止条例【第 9 条関係】

自動販売機によりたばこ又は酒類を販売するときは、販売業者は、購入しようとする者の年齢を確認するために必要な措置（満 20 歳以上であることを確認することができる機能）を当該自動販売機に講じなければなりません。ただし、酒類自動販売機においては、カラオケボックスやインターネットカフェ等、閉鎖性のある施設内に設置され、かつ、その自動販売機の利用が主に当該施設利用者に限られる場合には、当該自動販売機を常時視認できる状態で管理する方法その他青少年飲酒防止の観点から十分な管理ができる方法をもって年齢確認措置に代えることができることとなっています。

(1) 調査実施店舗数

令和 2 年度の調査実施店舗数は、県や市町村で把握している 227 店舗数を調査しており、県内 33 市町村のうち 24 市町で調査を行った。

図表 2-1 書店調査実施店舗数 (地域別)

(店)

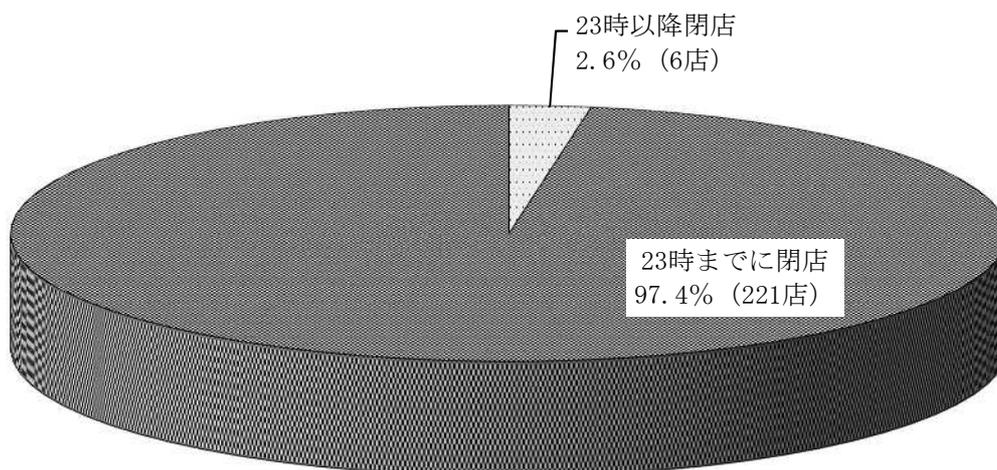
年度 \ 地域	横浜	川崎	横須賀 三浦	県央	(相模原) 内数	湘南	県西	合計
令和 2 年度	86	28	26	43	(18)	36	8	227
平成30年度	25	12	6	14	(5)	20	1	78
平成28年度	45	16	11	17	(6)	24	1	114

※ 平成 29 年度、令和元年度については、書店は調査対象外

(2) 営業時間 (深夜営業の状況)

書店の深夜営業の状況は、「23 時以降に閉店」の店舗が 2.6% (6 店)、「23 時までに閉店」の店舗が 97.4% (221 店) で、深夜営業を行っていない店舗が大半を占めている。

図表 2-2 書店の営業時間 (深夜営業の状況) (N=227)

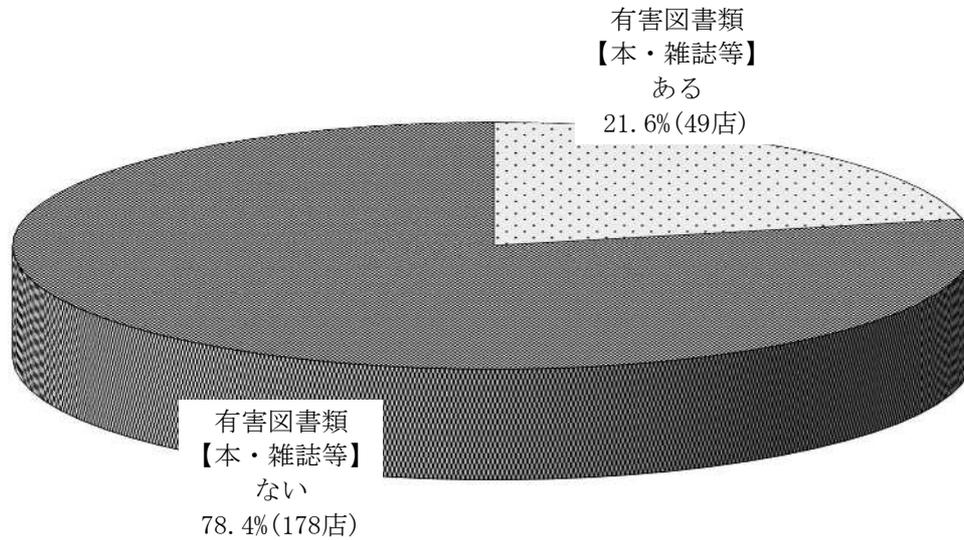


(3) 有害図書類等の取扱い

ア 有害図書類等【本・雑誌等】の取扱い

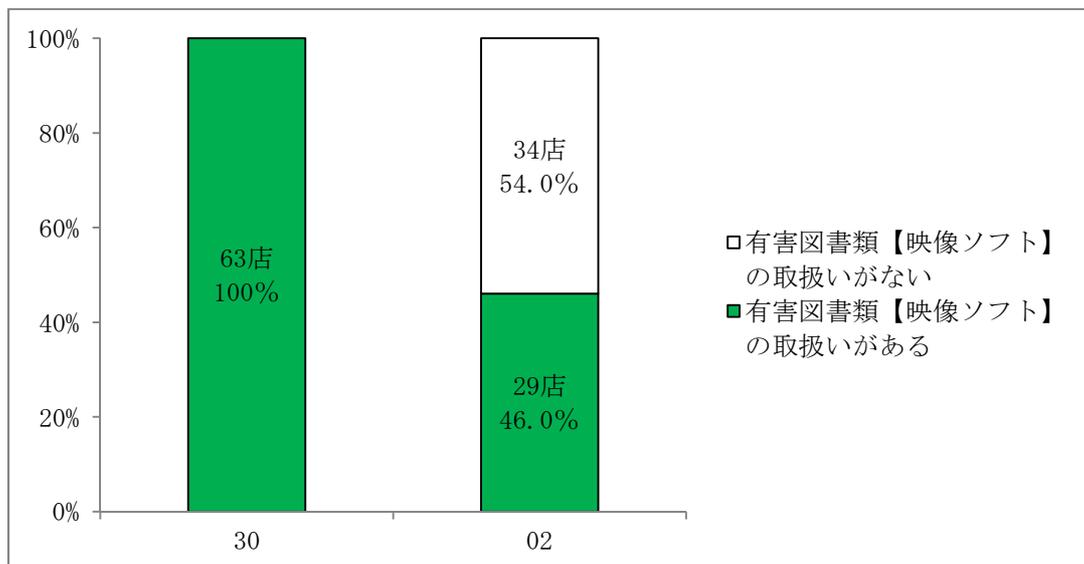
調査実施店舗 227 店のうち、有害図書類等【本・雑誌等】の取扱いがあった店舗は 21.6% (49 店) であった。

図表 2-3-1 有害図書類等【本・雑誌等】取扱いの有無 (N=227)



調査実施店舗のうち、平成 30 年度に有害図書類等の取扱いがあった 63 店について、平成 30 年度と令和 2 年度の有害図書類等【本・雑誌等】の取扱状況を比較したところ、令和 2 年度に有害図書類等【本・雑誌等】の取扱いがあった店舗は 46.0% (29 店) であり、39.1 ポイント減少した。(平成 30 年度 : 85.1%)

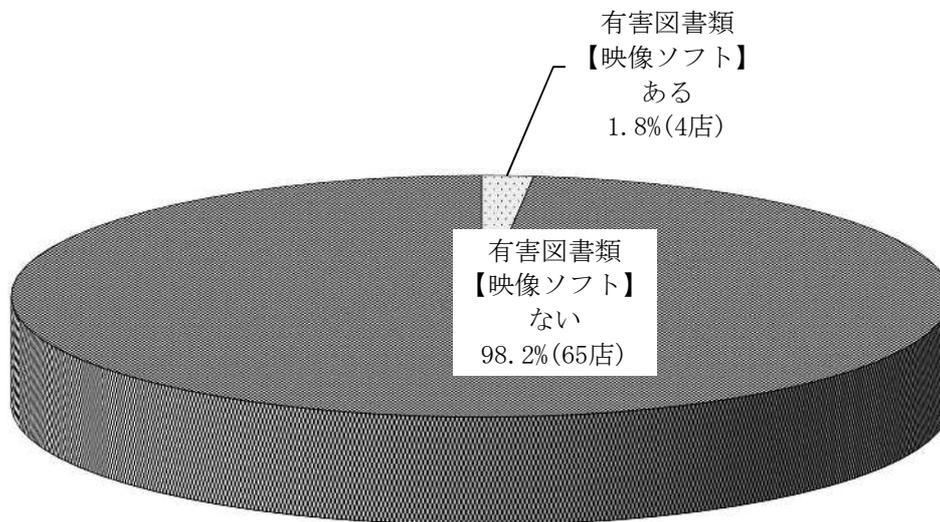
図表 2-3-2 有害図書類等【本・雑誌等】取扱状況の経年比較 (N=63)



イ 有害図書类等【映像ソフト】の取扱い

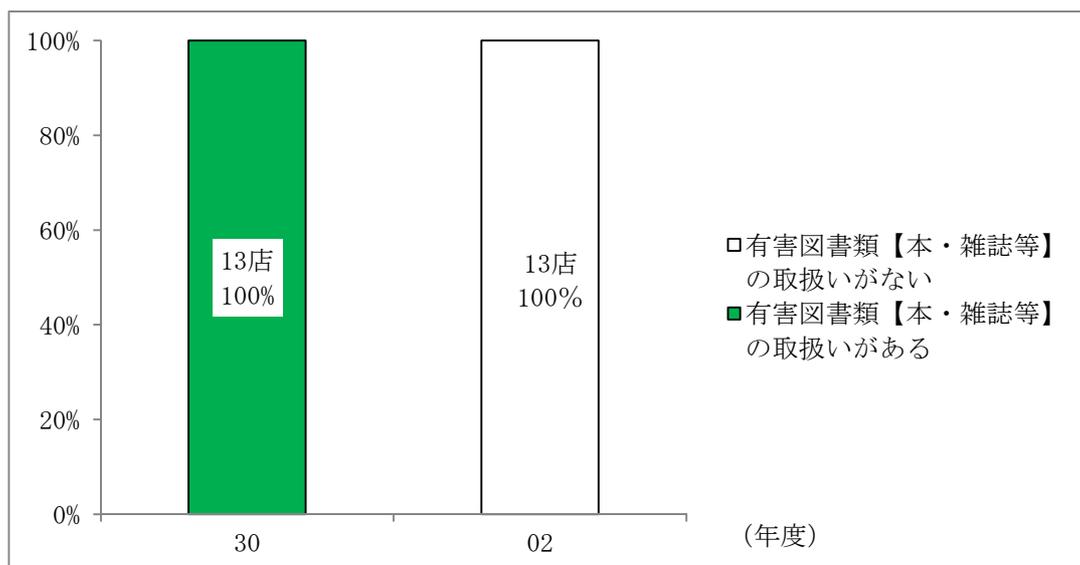
調査実施店舗 227 店のうち、有害図書类等【映像ソフト】の取扱いがあった店舗は 1.8% (4 店) であった。

図表 2-3-3 有害図書类等【映像ソフト】取扱いの有無 (N=227)



調査実施店舗のうち、平成 30 年度に有害図書类等の取扱いがあった 13 店について、平成 30 年度と令和 2 年度の有害図書类等【映像ソフト】の取扱状況を比較したところ、有害図書类等【映像ソフト】の取扱いのあった店舗は、令和 2 年度は 0% (0 店) であった。

図表 2-3-4 有害図書类等【映像ソフト】取扱状況の経年比較 (N=13)

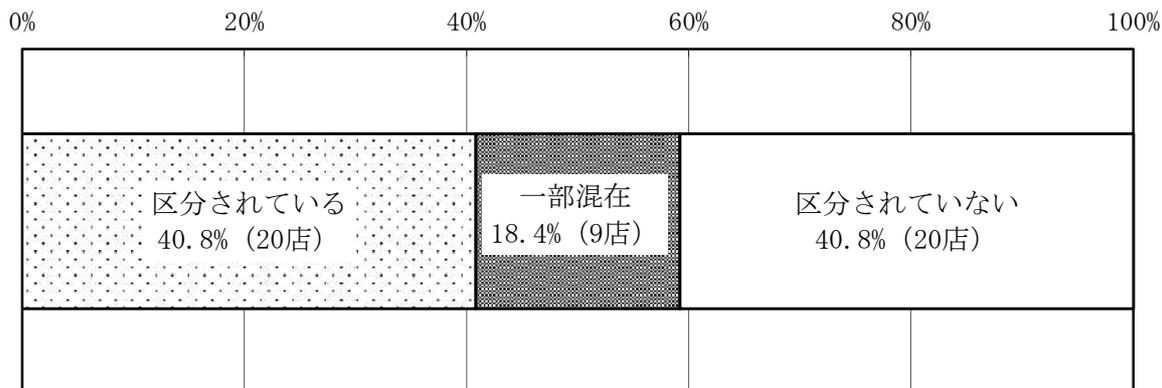


(4) 有害図書類等の区分陳列

ア 区分陳列の実施状況【本・雑誌等】

有害図書類等【本・雑誌等】の取扱いのある49店のうち、「区分されている」店舗は40.8% (20店) (平成30年度:76.9%)、「区分されていない」店舗は40.8% (20店) (平成28年度:15.4%)であった。なお、「一部混在」は18.4%(9店)であった。

図表2-4-1 有害図書類等【本・雑誌等】区分陳列の実施状況 (N=65)



※「区分されている」… 有害図書類等が条例で定める方法により区分陳列されている。

「区分されていない」… 有害図書類等を区分陳列していない(区分陳列の方法が条例で定める基準を満たしていない場合を含む。)

「一部混在」… 条例で定める方法による区分陳列方法をとっているものの、一部の有害図書類等が一般の場所に混在している場合。

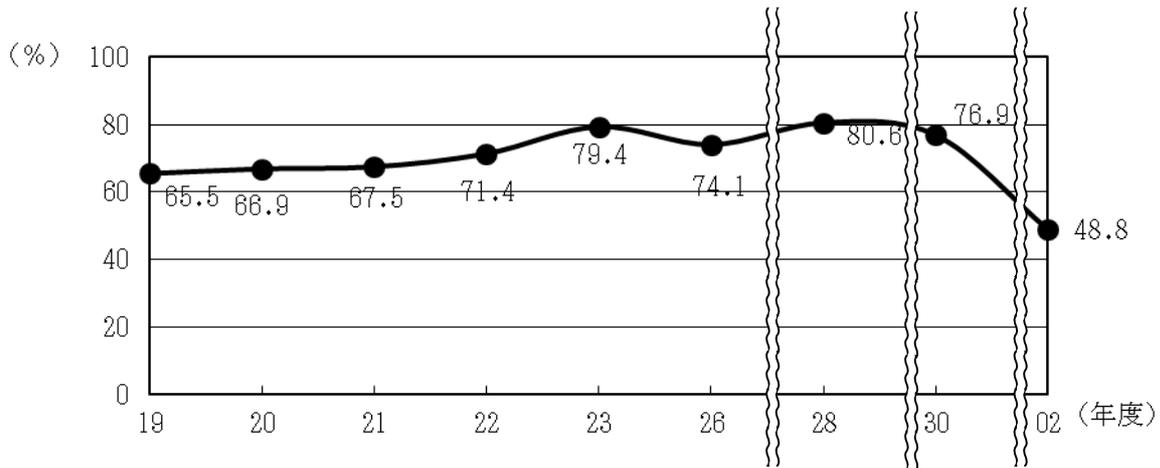
青少年保護育成条例【第11条関係】

- 有害図書類(成人向け雑誌、アダルトビデオなど)の販売又は貸付けを営む者は、有害図書類を他の図書類と区分して、店内の監視できる場所に以下の方法で陳列しなければなりません。(改善命令に従わないと30万円以下の罰金)
 - ・間仕切り等により仕切られた場所で、かつ、内部を容易に見通すことのできない措置が取られた場所に有害図書類をまとめて陳列
 - ・シール止めやビニール包装などをした上で、一般の図書の棚と60cm以上離れた棚にまとめて陳列、または、10cm以上張り出した仕切り板の中にまとめて陳列(仕切り板のある成人図書コーナーなど)
 - ・従業員が常駐するカウンターの上や内側にまとめて陳列
- 有害図書類の陳列場所に、18歳未満への販売や閲覧させること等を禁止する表示を見やすい文字により掲示しなければなりません。

図表 2-4-2 有害図書类等【本・雑誌等】区分陳列の実施状況の推移 —区分陳列されている—

有害図書取り扱い店舗の中で区分陳列を行っている店舗の推移を見ると、平成 22 年度に 70%をこえてから平成 30 年度までは高水準を維持している。

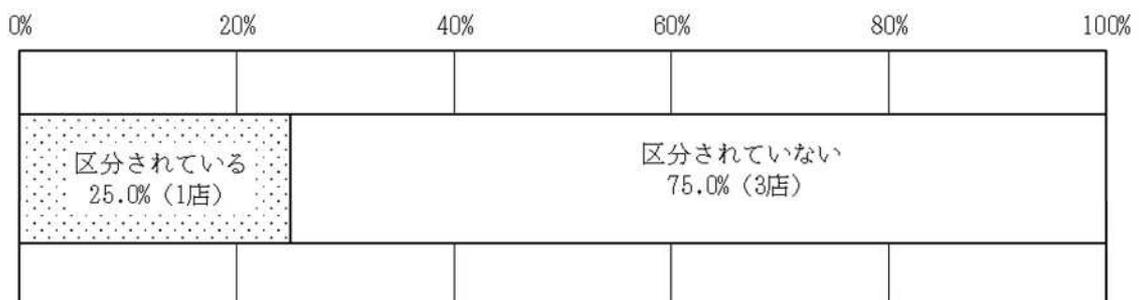
※今年度調査に関しては調査対象の算出方法が例年と異なるため、推移についてはあくまで参考とする。



イ 区分陳列の実施状況【映像ソフト】

有害図書类等【映像ソフト】の取扱いのある 4 店のうち、「区分されている」店舗は 25.0% (1 店) (平成 30 年度 : 69.2%)、「区分されていない」店舗は 75.0% (3 店) (平成 30 年度 : 0%) だった。

図表 2-4-3 有害図書类等【映像ソフト】区分陳列の実施状況 (N=4)

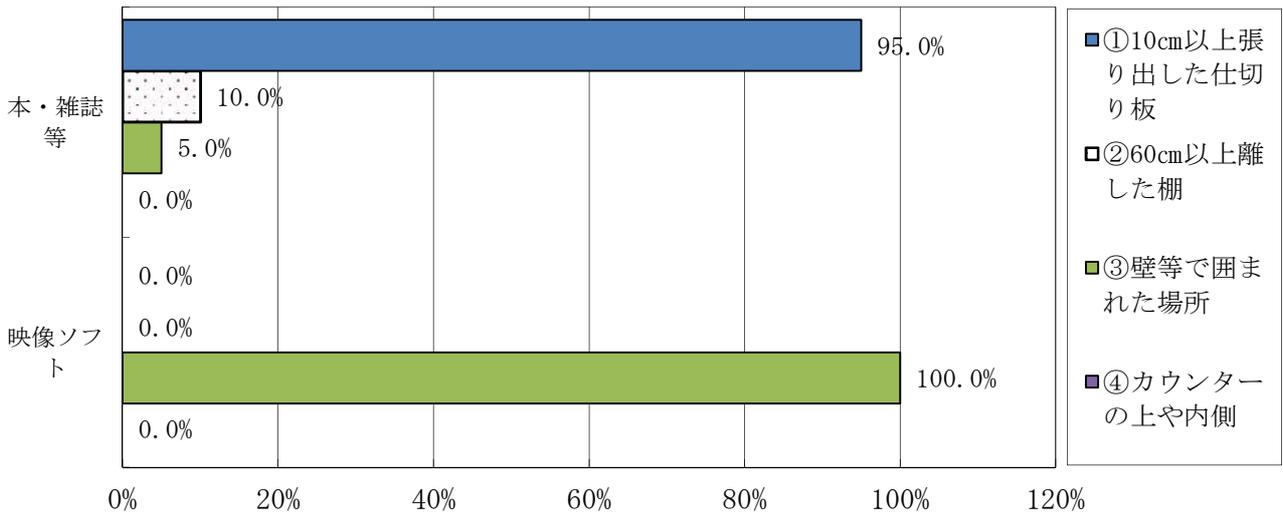


ウ 有害図書類等の区分陳列方法

有害図書類等【本・雑誌等】の取扱いがあり、区分陳列が行われている 20 店の陳列方法は、「10cm 以上張り出した仕切り板」によるものが 95.0%（19 店）、「60cm 以上離れた棚」によるものが 10.0%（2 店）、「壁等で囲まれた場所」によるものが 5.0%（1 店）であった。

また、有害図書類等【映像ソフト】の取扱いがあり、区分陳列が行われている 1 店の陳列方法は、「壁等で囲まれた場所」によるものが 100%（1 店）であった。

図表 2-4-4 有害図書類等の区分陳列方法（複数回答）（【本・雑誌等】N=49 【映像ソフト】N=4）



有害図書類の区分陳列方法

①シールどめやビニール包装をした上で、10 cm以上張り出した仕切り板の中にまとめて陳列

②シールどめやビニール包装をした上で、他の図書の棚と 60 cm以上離れた棚にまとめて陳列

③壁等で囲まれた場所

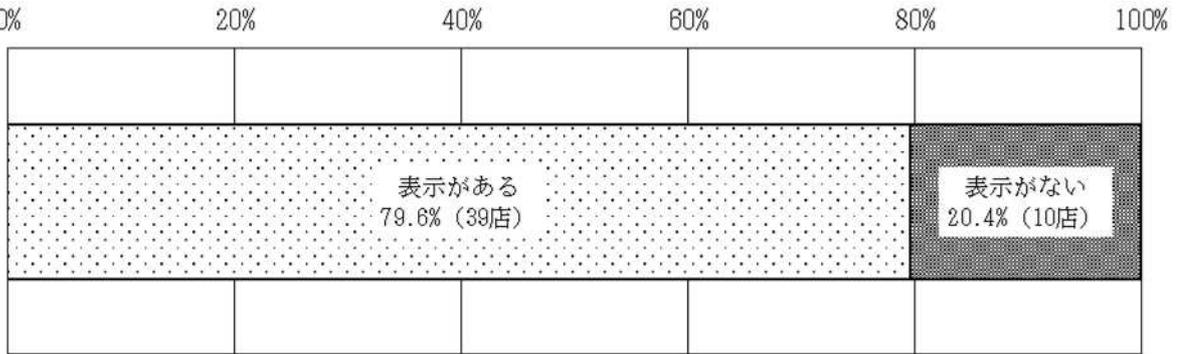
④従業員が常駐するカウンターのう上や内側にまとめて陳列

(5) 有害図書类等取扱い店舗における18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示

ア 有害図書类等【本・雑誌等】の表示

有害図書类等【本・雑誌等】の取扱いのある49店のうち、「18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示」を行っている店舗は79.6%（39店）（平成30年度：81.5%）、行っていない店舗は20.4%（10店）（平成30年度：16.9%）であった。

図表2-5-1 有害図書类等【本・雑誌等】18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示（N=49）

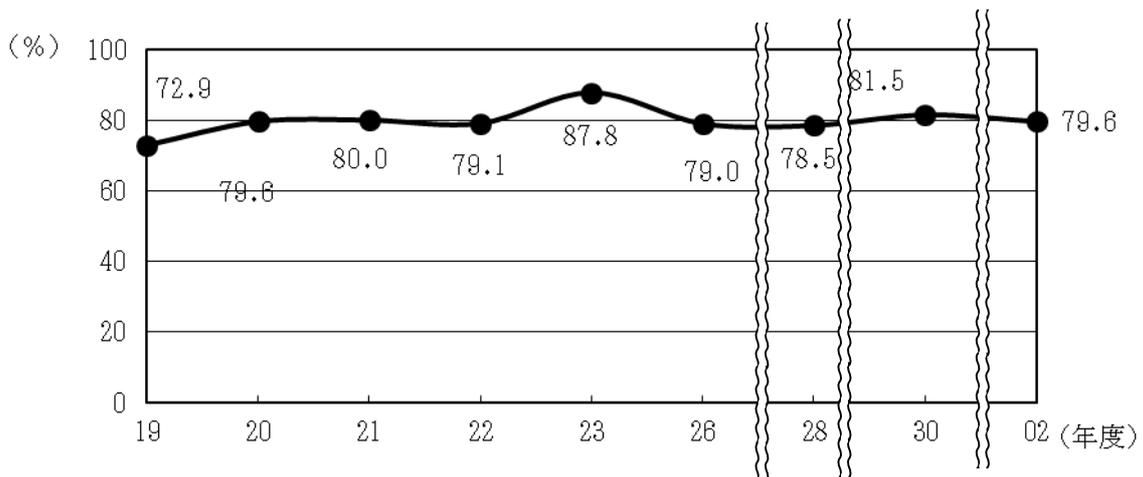


図表2-5-2 有害図書类等【本・雑誌等】18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示の推移

—表示がある—

「18歳未満への販売・閲覧等の禁止の表示」を行っている店舗の推移を見ると、平成21年度に80%をこえて以降高水準を維持している。

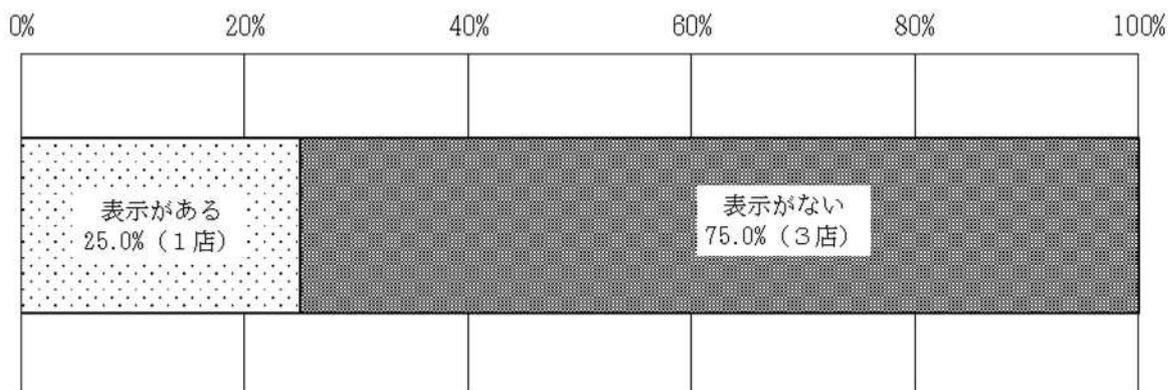
※今年度調査に関しては調査対象の算出方法が例年と異なるため、推移についてはあくまで参考とする。



イ 有害図書类等【映像ソフト】の表示

有害図書类等【映像ソフト】の取扱いのある4店のうち、「18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示」を行っている店舗は25.0%（1店）（平成30年度：92.3%）、行っていない店舗は75.0%（3店）（平成30年度：7.7%）であった。

図表2-5-3 有害図書类等【映像ソフト】18歳未満への販売・閲覧等禁止の表示（N=4）



青少年保護育成条例【第11条関係】

- 有害図書類（成人向け雑誌、アダルトビデオなど）の販売又は貸付けを営む者は、有害図書類を他の図書類と区分して、店内の監視できる場所に以下の方法で陳列しなければなりません。（改善命令に従わないと30万円以下の罰金）
 - ・間仕切り等により仕切られた場所で、かつ、内部を容易に見通すことのできない措置が取られた場所に有害図書類をまとめて陳列
 - ・シール止めやビニール包装などをした上で、一般の図書の棚と60cm以上離れた棚にまとめて陳列、または、10cm以上張り出した仕切り板の中にまとめて陳列（仕切り板のある成人図書コーナーなど）
 - ・従業員が常駐するカウンターの上や内側にまとめて陳列
- 有害図書類の陳列場所に、18歳未満への販売や閲覧させること等を禁止する表示を見やすい文字により掲示しなければなりません。

項目 市町村	調査実施店舗数	(内)新規	営業区分		営業時間		条例に基づく		客席の状況				未成年者の喫煙・飲酒防止の取組						
			カラオケボックス	その他	深夜営業あり(2時以降)	深夜営業あり(3時以降)	18歳未満深夜立入禁止表示	個室等		未成年者の喫煙・飲酒禁止の表示		たばこ自動販売機		酒類自動販売機					
								個室等	室内の見通し	個室等の内鍵	ある	ない	ある	ない	成人識別装置		成人識別装置		
															ある	ない	ある	ない	ある
伊勢原市	1	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
寒川町	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大磯町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
二宮町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	7	-	7	-	4	-	7	-	6	-	6	-	1	-	1	-	6	-	7
小田原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南足柄市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中井町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大井町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
松田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山北町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
開成町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
箱根町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
真鶴町	1	-	1	-	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	1
湯河原町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	1	-	1	-	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	1

※営業時間は平日の主な営業時間をいう

